

(居宅介護支援事業料金表)

1. ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件未満の場合

(7級地：1単位 10.21円)

○居宅介護支援 (i)

・要介護1または要介護2 1086単位/月

・要介護3、要介護4または要介護5 1411単位/月

1) 居宅介護支援 ii) ケアマネジャー1人当たり取扱件数45件以上

居宅介護支援 (iii) ケアマネジャー1人当たり取扱件数60件以上

2. 減算される場合

1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

2) 特定事業所集中減算 200単位/月

3) 業務継続計画未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

4) 身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

5) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

所定単位数の95%を算定 (新設)

3. 加算について

1) 初回加算 300単位/月

2) 入院時情報連携加算 (I) 250単位/月

入院時情報連携加算 (II) 200単位/月

3) 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

4) ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

5) 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月

6) 通院時情報連携加算 50単位/月

(秘密保持)

第12条 従業者及び従業者であった者は、利用者またはその家族の秘密を保持する。
従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びびまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、感染症予防、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね6ヵ月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメント防止対策)

第15条 事業者は、ハラスメントの発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所におけるハラスメント防止及び介護現場におけるハラスメント防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的開催するとともに、介護支援専門員に周知徹底・啓発を図ります。
- ②ハラスメント防止のための指針を整備し、介護支援専門員に対しハラスメント防止のための研修を定期的実施します。

附則

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

(秘密保持)

第12条 従業者及び従業者であった者は、利用者またはその家族の秘密を保持する。

従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

附則

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

附則

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く。
- 2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3) 電話等により24時間常時受け付け等が可能で速やかな対応を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は定期または随時、利用者宅を訪問し利用者の心身の状況等その課題を分析し支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

- 1) 利用者の相談を受ける場所：第3条に規定する事業所の相談室、利用者宅その他適当と認められる場所
- 2) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上
- 3) サービス担当者会議の開催場所、頻度：利用者自宅、事業所内の相談室や関係事業所の相談室等、個人情報保護が図られる場所を活用し、随時開催行う。
- 4) 主な支援の内容：居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設等の紹介、その他各種相談に対する助言等。
- 5) 介護支援専門員1人当たりの利用者数は45人までとする。

(利用者負担費用)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。利用者からの徴収は行わない。

また、次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収しない。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者を訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告をしなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、田川郡、鞍手郡直方市、宮若市の区域とする。

(研修の確保)

第10条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2) 継続研修 年6回以上

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めます。

心愛ケアプランセンター運営規定

居宅介護支援事業

(事業の目的)

第1条 合同会社Asteruが開設する心愛ケアプランセンター（以下事業所という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営の関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次にあげるところによるものとする。

- 1)指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 2)指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類はまたは特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
- 3)事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。
- 4)当事業所は、介護保険法第15条の23第3項の規定に基づく「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する委託契約書」に規定された指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務(委託契約第2条)を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1)名称 心愛ケアプランセンター
- 2)所在地 福岡県飯塚市柏の森36-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1)管理者（主任介護支援専門員） 1名
管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整及び業務の管理を一元的に行う。
- 2)介護支援専門員1名以上（常勤1名、管理者と兼務）
介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連携調整、必要時の介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。